

令和 7 年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携交通分科会

提出資料

◎議案事項

- | | | | | |
|---|-----------|---|----------|---|
| 1 | 議案第 104 号 | 令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）（関係分） | ・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 議案第 122 号 | 令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）（関係分） | ・・・・・・・・ | 1 |
| 3 | 議案第 105 号 | 職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案 | ・・・・・・・・ | 2 |
| 4 | 議案第 107 号 | 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案 | ・・・・・・・・ | 3 |

令和 7 年 6 月 23 日
総 務 部

◎議案事項

- 1 議案第 104 号 令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）（関係分）
- 2 議案第 122 号 令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）（関係分）

令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号及び第 3 号）会計別内訳

（単位：千円、％）

	令和 6 年度最終 補正後予算額 ①	令和 7 年度 補正前の額 ②	補正予算 (第 2 号)	補正予算 (第 3 号)	補正後累計 ③	伸び率	
						③／①	③／②
一般会計	854,255,555	836,565,860	1,650,720	644,573	838,861,153	▲1.8	0.3
特別会計	323,780,227	317,139,685	-	-	317,139,685	▲2.1	-
企業会計	62,894,328	69,617,672	-	-	69,617,672	10.7	-
合計	1,240,930,110	1,223,323,217	1,650,720	644,573	1,225,618,510	▲1.2	0.2

令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号及び第 3 号）歳入内訳

（単位：千円、％）

項目	令和 7 年度 補正前の額	補正予算 (第 2 号)	補正予算 (第 3 号)	補正後
国庫支出金	88,859,571	1,521,455	644,573	91,025,599
繰入金	45,989,624	129,265	-	46,118,889
合計	134,849,195	1,650,720	644,573	137,144,488

3 議案第 105 号

職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）の一部改正等に鑑み、旅費の支給の規定等を整備するものです。

2 改正内容

- （1）旅費の支給対象者に旅行役務提供者を追加し、旅費に相当する金額を支給できることとします。
- （2）タクシー及びレンタカーの利用に要する費用を旅費の支給対象に追加し、種目をその他の交通費（現行：車賃）に改めます。
- （3）宿泊に要する費用を定額支給から上限付きの実費支給とし、種目を宿泊費（現行：宿泊料）に改めます。
- （4）交通費と宿泊費が一体の対価として支払われる費用を支給するため、包括宿泊費を新設します。
- （5）食卓料を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用を支給するため、宿泊手当を新設します。
- （6）赴任に伴う転居に要する費用を定額支給から実費支給とし、種目を転居費（現行：移転料）に改めます。
- （7）その他旅費法の改正内容に準じ、規定を整備します。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日（ただし、外国旅行の場合の旅費の支給に係る準用規定については、公布の日）から施行します。

4 議案第 107 号

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案

1 特例措置の概要

県内の半島振興対策実施地域及び離島振興対策実施地域において、特定の設備を新設又は増設した者に対して、事業税、不動産取得税及び県固定資産税の一部又は全部を免除するものです。

【特例措置（課税免除・不均一課税）の一覧】

※ 数字は免除割合

地域 \ 税目	事業税			不動産取得税	県固定資産税		
	1 年目	2 年目	3 年目		1 年目	2 年目	3 年目
離島振興対策実施地域	課税免除			課税免除	課税免除		
半島振興対策実施地域	90%			90%	90%		
(参考) 過疎地域	課税免除			課税免除	課税免除		

2 改正内容

(1) 半島振興対策実施地域の特例措置

半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限を、令和 9 年 3 月 31 日まで延長するものです。

(2) 離島振興対策実施地域の特例措置

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、対象となる設備の新設又は増設の期限を、令和 9 年 3 月 31 日まで延長するものです。

3 施行期日及び適用期日

公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日に遡って適用します。